

特許権侵害差止請求事件

[平成30年3月19日判決（東京地裁） 平成29年\(ワ\)第3569号](#)

キーワード：請求項に記載された用語の解釈／明細書の記載の考慮

担当 弁理士 佐伯 憲一

## 1. 事案の概要

特許権の共有者の1名である原告が、被告製品目録記載の可変容量コンプレッサ容量制御弁は、請求項1記載の発明の技術的範囲に属する旨主張して、被告に対し、特許法100条1項に基づき、被告製品の製造、使用、譲渡、貸渡し、輸出、又は譲渡若しくは貸渡しの申出の差止めを求めるとともに、同条2項に基づき、同製品の廃棄を求めた事案。

## 2. 結論

請求棄却

## 3. 本件特許

発明の名称：ソレノイド

登録番号：特許第3611969号

出願日：平成10年7月9日

登録日：平成16年10月29日

## 4. 本件発明（下線は筆者）

相手側ハウジング部材に備えられた取付孔に収容されるソレノイドであって、

前記ソレノイドは、前記取付孔に入り込まれるケース部材、該ケース部材の内側に収納されるコイル部材、前記ケース部材の一方の開口端部の内側に固定され前記コイル部材の内筒部に延出するセンタポスト部材、前記コイル部材の内筒部に位置し有底円筒状のスリーブにより囲まれ往復動可能なプランジャが配置されるプランジャ室、前記ケース部材の他方の開口端部と前記プランジャ室との間に配置されるアッパープレート、該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材（構成要件B6）、外部雰囲気の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材、及び前記プランジャに接続されバルブ部の弁体の開閉動作を可能とするロッドを備え、前記ソレノイドの前記バルブ部側の外周に前記バルブ部側からの流体の進入を防止するシール部材を設けることを特徴とするソレノイド。

## 5. 争点

被告製品は、本件発明の「該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材」という構成要件B6を充足するかについて

て争われた。特に、構成要件B6中の「密封嵌合」という用語の解釈について争われた。

## 6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

### （1）「密封嵌合」の解釈について

（ア）構成要件B6は、「該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材」とするものである。このうち、「密封嵌合」の意味について、原告は、「密封嵌合」とは、完全に流体の漏れ等を許さないという意味ではなく、設計上許容された範囲の隙間は存在している旨、合理的な幅を持った概念であり、それなりに流体の進入の抑制作用を果たし、相対的な意味での腐食を減少させていけばよい旨主張するのに対し、被告は、「密封嵌合」といえるためには、端部部材のみによって外部雰囲気への進入が抑制される必要がある、そのために、端部部材と取付孔とが流体の漏れ又は外部からの異物侵入を防止できる程度にぴったりはまっていることが必要であり、隙間が存在していたり、若干の流体の漏れがあってもよいということにはならない旨主張する。

（イ）そこで検討するに、構成要件B6の記載は、「取付孔に密封嵌合して」とされており、単なる「嵌合」ではなく「密封嵌合」とされていることからすると、「密封」は「嵌合」を修飾し、その内容を限定しているものといえる。そして、「密封嵌合」の用語に着目すると、一般的な用法では、「密封」とは「ぴったりと封をすること」（大辞林第二版新装版・甲21）、「隙間なく堅く封をすること」（広辞苑第6版・乙10）、「嵌合」とは「機械部品の、互いにはまり合う丸い穴と軸について、機能に適するように公差や上下の寸法差を定めること」（大辞林第二版新装版・甲21）、「軸が穴にかたくはまり合ったり、滑り動くようにゆるくはまり合ったりする関係をいう語」（広辞苑第6版・乙10）をいうとされている。そうすると、「密封嵌合」とは、「ぴったりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。

もっとも、「密封嵌合」がどの程度の密封性を要するのかは、上記のみでは一義的明確には定まらないから、本件明細書の特許請求の範囲以外の記載及び図面を考慮して解釈すべきである（特許法70条2項〔ただし、平成14年法律第24号による改正前の規定〕）。そして、前記1において認定した本件明細書の発明の詳細な説明の記載及び本件発明の意義からすると、本件発明は、耐食性に対して有利な構造であり、高い信頼性や長寿命を得ることなどを目的とするものであり（段落【0014】）、そのための手段として、ハウジング部材に備えられた取付孔に密封嵌合して取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材により外部雰囲気（湿気や水などの流体）の進入を抑制させることとし（段落【0015】、【0016】）、その効果として、ソレノイドの耐食性を向上することを可能とする発明である（段落【0046】）。そうすると、端部部材が取付孔に密封嵌合する程度は、ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気への進入を抑制させる程度である必要があるというべきである。

以上によれば、構成要件B6の「密封嵌合」とは、「ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気への進入を抑制させる程度に、端部材が取付孔に対してぴっ

ちりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解される。

(ウ) これに対し、原告は、「密封嵌合」とは、完全に流体の漏れ等を許さないという意味ではなく、設計上許容された範囲の隙間は存在している旨、合理的な幅を持った概念であり、それなりに流体の進入の抑制作用を果たし、相対的な意味での腐食を減少させていればよい旨主張する。(中略)

しかしながら、本件明細書の発明の詳細な説明には、端部部材自体によって密封性を発揮し、外部雰囲気の進入を抑制することが明記されており(段落【0015】、【0016】、【0032】)、他方、シール部材は、本件特許請求の範囲の記載においては、「外部雰囲気

の進入を抑制するために前記取付孔と前記端部部材の間に配置されるシール部材」と記載され、本件明細書の発明の詳細な説明においても記載されている(段落【0019】、【0032】、【0048】)が、これらの記載を見ると、「シール部材を備えることも好適である。これによって、より外部雰囲気の進入が抑制される。」(段落【0019】。下線は引用者。以下同じ。),「Oリング13は、ヘッド部8の密封嵌合を補助する目的で設けられている。」(段落【0032】),「シール部材を備えることにより、外部雰囲気の進入が抑制されてより耐食性が向上する。」(段落【0048】)とされ、あくまで端部部材の補助的なものと位置づけられている。そうすると、端部部材のみでの外部雰囲気の進入の抑制作用が限定的であってもよいということとはできない。

(2) 以上のとおり、「密封嵌合」とは、「ソレノイドの耐食性を向上させる効果をもたらすように外部雰囲気の進入を抑制させる程度に、端部材が取付孔に対してぴっちりと封をするように機械部品がはまり合う関係」を意味すると解されるところ、Oリング(シール部材13)を外した被告製品が、取付孔内部への水分の進入を抑制する効果があるとは認められないのであるから、被告製品の端部材(H)が取付孔に「密封嵌合」しているとは認められず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

したがって、被告製品は、構成要件B6の「該アッパープレートの外側で前記取付孔に密封嵌合して該取付孔の開口部を塞ぐ耐食性材料による端部部材」に係る構成を有しない。

以上